

業 務 仕 様 書

1. 業務名称

H30ー又穂団地建築その他工事に係る防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価業務

2. 履行期間

契約締結の翌日から平成 31 年 3 月 15 日まで

3. 業務対象地域

愛知県名古屋市又穂団地

4. 業務の目的

本業務は、H30ー又穂団地建築その他工事に係る防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価業務を行うことを目的とする。

5. 業務の内容

別表 1 に掲げる対象建築物に係る「防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱」（平成 27 年 4 月 9 日国都市第 2 号・国住備第 2 2 号・国住街第 5 号・国住市第 1 1 号・国土交通省都市局長通知・国土交通省住宅局長通知）（以下、「防省緊交付要綱」という。）第 6 条及び第 7 条による技術評価及びこれに付随する評価業務一式（以下、「防省緊技術評価業務」という。）。

なお、対象建築物についての採択基準等については、別表 1 に示す。

6. 成果品

別表 1 に掲げる工事対象建築物に係る防省緊交付要綱に基づく技術評価書及びその写し（1 部）

7. 特記事項

1) 技術評価の基準

採択基準、技術評価基準は別表 1 「適合する防災・省エネまちづくり緊急促進事業の採択基準」に示す。

2) 申請書類の様式及び作成方法について

本業務における「防災・省エネまちづくり緊急促進事業」技術評価申請書類の様式及び制作方法については、機構担当者との協議により決定すること。

3) 成果品の引渡しについて

請負者は、防省緊交付要綱に基づき、技術評価書を速やかに発行し、機構の検査を受け引渡しを行うこと。

4) 技術評価書の交付について

技術評価書の交付は、平成 31 年 2 月 1 日までとする。

8. その他

1) 提出書類の様式等

業務請負契約書（以下「契約書」という。）に基づく提出書類の様式等については、別添による。

2) 業務工程表の提出

契約締結後速やかに、業務工程表を作成し、機構担当者に提出すること。

3) 契約書第 7 条「監督員」は調査職員と読み替える。

4) 契約書第 8 条「現場代理人」は評価員と読み替える。

5) 契約書第 20 条に規定する甲の検査については、評価書の交付、評価検査報告書の確認をもって行うものとする。

6) 業務完了手続き

成果品としては、技術評価書一式及び完成書類を提出する。

7) 本仕様書に記載のない事項等、疑義が生じた時は、その都度調査員と協議する。

8) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 工事（業務）の施工（履行）に際して、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、

断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

(3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以 上

別表 1

業務名称：

H30ー又穂団地建築その他工事に係る防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価業務

工事対象建築物	又穂団地 1棟 353戸
基礎となる 国庫補助事業名	優良建築物等整備事業
建設地	名古屋市西区又穂町二丁目1
住棟数	1棟 (E棟、S棟、W棟：各棟がエキスパンションで連結)
申請住戸数	353戸 (E棟：187戸、S棟：130戸、W棟：36戸) 【E棟：80戸、S棟：70戸、W棟：36戸の計186戸が補助対象】
敷地面積	7,925.00 m ²
建築面積	4,378.43 m ² (E棟：1,194.60 m ² 、S棟：860.22 m ² 、W棟：690.83 m ²)
延べ床面積	22,093.61 m ² (E棟：10,319.50 m ² 、S棟：6,255.23 m ² 、W棟：2,617.32 m ²) 【W棟：2,617.32 m ² のうち非住宅部分(施設)149.13 m ² は補助対象外】
適合する防災・省エネ まちづくり緊急促進事 業の採択基準	採択基準：平成27年度技術基準 必須要件(防省緊交付要綱第6条による)に係るすべての項目 なお、 <u>構造の安定性</u> については耐震等級2相当